

## 令和8年度 東広島市立黒瀬中学校 部活動に係る活動方針

黒瀬中学校では、スポーツや芸術文化等の部活動に生徒が参加し、部活動顧問及び学校長が認めたコーチの指導のもと、部活動を通して、

- ①学校教育の一環として、体力や技能の向上を図ること。
  - ②異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築を図ること。
  - ③『知・徳・体』のバランスのとれた「生きる力」を身に付けること。
- を目指し、次のとおり部活動基本方針を定める。

### 1 適切な運用のための体制について

#### (1) 部活動の設置について

令和8年度の部活動は次の通りとする。

運動部	・陸上部（男・女） ・バレーボール部（女） ・卓球部（男・女） ・剣道部（男・女） ・バスケットボール部（男・女） ・サッカー ・柔道部（男・女） ・ソフトテニス部（男・女） ・野球部
文化部	・吹奏楽部 ・技術部 ・家庭科部 ・総合芸術部

#### (2) 活動計画について

- ① 顧問は、1カ月の活動計画を作成し、管理職の決済を得るとともに、作成した計画を保護者に配布し、活動日及び活動時間、大会参加等、活動計画について周知を図る。
- ② 臨時的に活動しなければならない場合や試験期間中の活動等は、事前に管理職の了解を得るとともに、保護者にも周知する。
- ③ 試験習慣は、期末試験の5日前の朝練習から活動停止とする。  
※中間試験の時は、3日前の朝練習から活動停止とする。

### 2 安全で効率的・効果的な活動の推進について

#### (1) 活動について

生徒の心身の健康管理（スポーツ障害及び障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### (2) 熱中症対策について

- ① 30分に1回程度休憩をし、給水は適宜行う。
- ② 各自で1日に必要な水分を持参する。
- ③ 熱中症指数計を確認し、適宜対応する。

### 3 適切な休養日の設定について

#### (1) 休養日について

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。なお、平日（月～金）は水曜日、土曜日及び日曜日（週末）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- ② 長期休業中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間について

- ① 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、学校の休業日（長期休業中や学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。朝練習を実施する場合は、1日の活動時間に含める。なお、学校の休業日における大会やコンクール、練習試合や合同練習についてはこの限りではない。
- ② 大会前に限り、校長が認め、保護者の理解を得ている場合は、上記の活動時間に加えて活動することができることとする。
- ③ 放課後の活動時間

活動月	活動及び完全下校時刻	延長活動時間
3月～ 9月	HR後～18時00分	18時30分まで
2・10月	HR後～17時30分	18時00分まで
11月～ 1月	HR後～17時00分	17時30分まで

④ 朝の活動時間

実施月	活動時間	登校時間
4月～11月、3月	7時10分～7時50分 (準備・片付けを含む)	6時50分までは 登校しない
12月～2月	7時15分～7時50分 (準備・片付けを含む)	7時00分までは 登校しない

(3) 大会への参加について

- ① 大会等への参加については、必ず管理職の許可を得る。また、参加計画を作成し、保護者に周知を図る。
- ② 大会参加時は、生徒に黒瀬中学校の一員であることを自覚させ、礼儀やマナー等の指導を行う。

4 外部指導者について

- (1) 顧問は、外部指導者を活用する場合は、事前に校長の許可を得ること。
- (2) 外部指導者は、優れた指導力があり、本校及び顧問の部活動活動方針に基づいた指導ができる人物であること。
- (3) 外部指導者は、1年ごとに見直し、任期は年度内とする。

5 部活動の加入について

(1) 入部について

- ① 部活動は、3年間続けることや自分の適性を考えて、興味・関心があるものを選んでいく。全員が必ず入部しなければならないわけではないが、自分の成長のためにも入部することを勧める。

- ② 入学後3週間を仮入部期間とする。
  - ③ 生徒は入部調査書を担任に提出する。担任は、確認押印後、顧問に提出し顧問が責任を持って管理する。
- (2) 転部、退部について
- やむを得ず転部、退部する場合は、次の手順とする。
- ① 前顧問、新顧問（転部の場合のみ）、担任、保護者と相談し、それぞれの許可を得る。
  - ② 転部をする生徒は転部届を担任に提出する。担任は確認押印後、新顧問に提出する。退部をする生徒は退部届を担任に提出する。担任は確認押印する。→部活担当へ
- (3) 部活動への参加について
- ① 所属する部の活動日には、積極的に参加する。やむを得ず欠席する場合には必ず市民ポータルサイトまたは保護者が顧問に連絡する。また、学校外での活動（クラブチーム等）に参加することがあらかじめ決まっている時は、入部届にその旨を記入しておく。
  - ② 引退の時期は次の通りとする。
    - ・運動部は中体連主催の最後の試合
    - ・文化部は文化祭または中文連の最後の大会・コンクール
  - ③ 引退後は原則部活動へは参加しない。  
ただし部活動推薦で進学が決まった生徒が希望する場合や顧問が必要と認めた場合は、保護者、学校長の許可を得て参加できる。

## 6 部活動の廃部および募集停止について

やむを得ない事情で廃部または募集停止を行うときは、企画委員会の協議を経て校長が廃部または募集停止を決定する。

## 7 部活動のきまり

### (1) 部活動の服装について

登下校ともに部活動の服装でよい。但し、平日の登校時は、朝練習がある場合のみ部活動の服装で登校してもよい。

### (2) 部室の利用について

部室を活動以外の目的で使用しない。ヘルメットや補助バックなど、私物を置かないようにする。部室の利用状況が悪い時や、鍵の管理が不十分なときは部室の利用を禁止する。

### (3) 週休日、休日及び長期休業中の警報発令に係る対応は、次のとおりとする。

- ・午前 7時00分の時点で警報が解除されていない場合 → 午前の部活動は中止
- ・午前 11時00分の時点で警報が解除されていない場合 → 午後の部活動は中止

※気象情報を十分収集し、適切な判断を行い、メール等を活用し、生徒及び保護者に周知を図る。（特別・大雨・洪水・暴風）の場合のみ、（大雪・暴風雪・波浪・高潮）は校長判断

### (4) 部員の問題行動について

生徒指導部会の協議を経て、次のように対応する。

- ① 喫煙などの触法行為があった場合、その生徒に対して、活動を停止することもある。
- ② 部員による問題行動の程度によっては、その部の活動を停止することもある。
- ③ 特別な指導中の生徒は、その指導期間中の大会等に参加させないこともある。

## 8 活動方針の改正等について

本方針および部活動について検討課題が生起した場合、企画委員会で協議し、校長が決定する。なお、本方針改定の場合は、生徒会規約も改正となる場合があるので注意すること。

### 申し合わせ事項

5の(1)の①について保護者、担任との協議内容の確認事項

- 部活動に加入する場合は、顧問の指示に従い活動する。
- 部活動に加入しない場合は、放課後は速やかに下校する。